

公的相談窓口等を利用して山形県に移住したみなさんに月額1万円家賃補助します

# 家賃補助のお知らせ

県外から移住した方が賃貸住宅に入居した場合、その家賃の一部（上限1万円/月）を最大24ヶ月補助します。

## 1 支給額 月額：最大1万円（最大24ヶ月）

## 2 補助対象者（全て該当する必要があります）

- 令和3年3月1日から令和4年2月28日までの期間に県外から山形県に移住した方
- 転入日の前日までに、公的相談窓口等を利用した方（裏面参照）  
（**Ⓞ移住に関する相談を伴わない場合は「公的相談窓口等」を利用したとはみなしません**）
- 会社等の転勤・進学による異動ではないこと
- 本県に定住する意思があること
- 世帯員全員が、暴力団等の反社会的勢力の構成員ではないこと

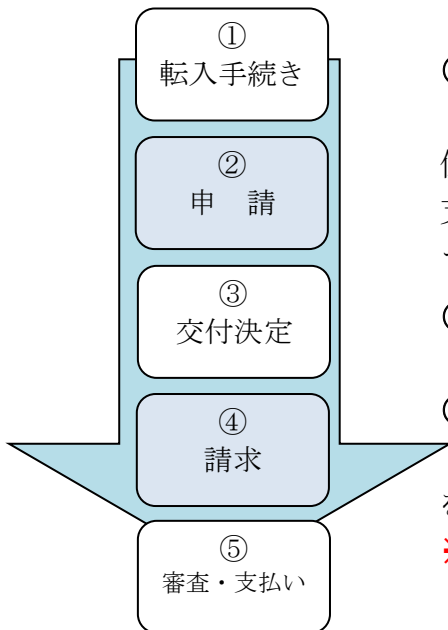
## 3 対象住宅

- 補助対象者本人が契約者であり、移住に際し、自己の居住のため新たに賃貸する住宅。  
ただし、下記の住宅は対象外となります。
  - ・ 県営、市町村営の賃貸住宅
  - ・ 社宅、寮などの雇用主から貸与される住宅
  - ・ 3親等以内の親族（またはその親族が経営する法人）が所有する賃貸住宅

## 4 補助金について

- 補助金の対象となる家賃は、転入した月の翌月以降の家賃となります。
- 補助金は、当該年度分を3月に一括して交付します。

## 5 補助金手続きの流れ



### ①転入手続き 【移住した方→転入市町村窓口】

転入した市町村窓口で転入手続きをしてください。

### ②申請 【移住した方→ふるさと山形移住・定住推進センター】

申請書に、住民票謄本（続柄及び世帯主の記載されたもの）の写し、住宅の賃貸借契約書（全てのページ）の写し、勤務先から住居手当が支給されている場合は、その支給額が分かるものの写しを添えてセンターに申請。（提出期限：令和4年3月7日（月））

### ③交付決定 【ふるさと山形移住・定住推進センター→申請者】

申請内容を審査の上、交付決定通知を送付

### ④請求 【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

令和4年3月10日（木）までに請求書と家賃の支払いを証明する書類等を添えて補助金を請求。

**※請求日を過ぎますと、補助金の請求ができなくなりますので  
ご注意ください。**

### ⑤審査、支払い

#### 【ふるさと山形移住・定住推進センター→申請者】

請求内容を審査の上、補助金の確定通知書を送付し、令和4年3月中に補助金を交付します。

（裏面へ続く）

※補助金交付後に県外へ転出されたなどの際は、補助金の返還と、返還に必要な経費（振込手数料等）の負担を申請者に求める場合がありますのでご了承ください。

## 6 申請書の提出先について

下記提出先まで直接お持ちいただくか郵送でご提出ください。

※申請書は、山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」からダウンロード可能です。

【提出先】(一社)ふるさと山形移住・定住推進センター 家賃補助担当あて  
〒990-2492 山形県山形市鉄砲町二丁目19番68号(山形県村山総合支庁3階)

## 7 参考【公的相談窓口等一覧】

- やまがたハッピーライフ情報センター (東京都千代田区有楽町二丁目10-1)
- (一社)ふるさと山形移住・定住推進センター (山形市鉄砲町二丁目19-68)
- 山形県ひとり親家庭応援センター (山形市小白川町二丁目3-31)
- マザーズジョブサポート山形 (山形市双葉町一丁目2-3)
- マザーズジョブサポート庄内 (酒田市中町一丁目4-10)
- 山形県ナースセンター (山形市松栄一丁目5-45)
- 山形県福祉人材センター (山形市小白川町二丁目3-30)
- やまがたチャレンジ創業応援センター (県内各商工会議所、各商工会)  
(商工会議所、商工会)
- 山形県プロフェッショナル人材戦略拠点 (山形市城南町一丁目1-1)
- 山形県信用保証協会 (山形市城南町一丁目1-1)
- 山形県Uターン情報センター (東京都千代田区平河町二丁目6-3)
- やまがた21人財バンク (山形市城南町一丁目1-1)
- 山形県若者就職支援センター (山形市城南町一丁目1-1 (本部))
- (公財)やまがた農業支援センター (山形市緑町一丁目9-30)
- (一社)山形県農業会議 (山形市緑町一丁目9-30)
- 山形県林業労働力確保支援センター (山形市大字長谷堂字馬場2265)
- 山形県漁業就業者確保育成センター (酒田市山居町二丁目14-23)
- 山形県漁業協同組合 (酒田市船場町二丁目2-1)
- 移住先の市町村の移住、新規就農、  
Uターン就職、住まい、教育、子育てほか (県内各市役所又は役場)  
移住に関する相談窓口
- その他、センターの理事長が特に認める公的相談窓口等

【お問合せ先】(一社)ふるさと山形移住・定住推進センター『愛称：くらすべ山形』

〒990-2492 山形県山形市鉄砲町2-19-68 山形県村山総合支庁内  
電話 023-687-0777 FAX 023-687-0788  
メール furusato@yamagata-iju.jp



令和2年度から継続して家賃補助を受けられる方用

令和2年度から継続して家賃補助を受けられる方へ月額1万円家賃補助します

# 家賃補助のお知らせ

1 支給額 月額：最大1万円（令和3年度：最大12ヶ月）

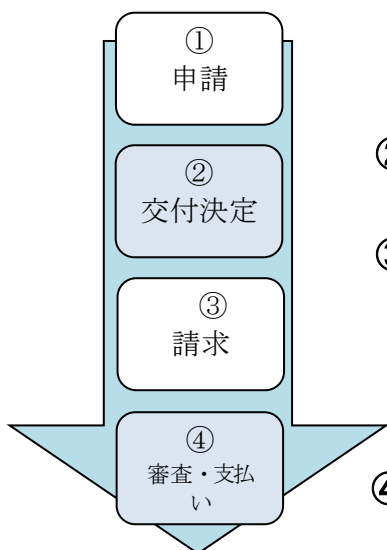
2 補助対象者

- 令和2年度において「令和2年度ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金」の交付決定を受け、令和2年度の補助金交付対象期間を含めて24ヶ月を経過していない方

3 補助金について

- 補助金は、当該年度分を3月に一括して交付します。

4 補助金手続きの流れ



①申請 【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

令和4年3月7日(月)までに申請書(様式第1号)をセンターに提出  
(下記5を参照)

②交付決定 【ふるさと山形移住・定住推進センター→申請者】

申請内容を審査の上、交付決定通知を送付

③請求 【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

令和4年3月10日(木)までに請求書と家賃の支払いを証明する書類等を添えて補助金を請求。

※請求日を過ぎますと、補助金の請求ができなくなりますのでご注意ください。

④審査、支払い【ふるさと山形移住・定住推進センター→申請者】

請求内容を審査の上、補助金の確定通知書を送付し、令和4年3月中に補助金を支払います。

※補助金交付後に県外へ転出されたなどの際は、補助金の返還と、返還に必要な経費（振込手数料等）の負担を申請者に求める場合がありますのでご了承ください。

5 申請について

- 転居等により令和2年度の申請内容から変更が生じた場合は、申請書(様式第1号)のほか、住民票謄本(続柄及び世帯主の記載されたもの)の写し、住宅の賃貸契約書の写し(全てのページ)が必要になります。

6 申請書の提出先について

下記提出先まで直接お持ちいただくか郵送でご提出ください。

※補助金交付請求書は、山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」からダウンロード可能です

【提出先】 (一社) ふるさと山形移住・定住推進センター 家賃補助担当あて

〒990-2492

山形県山形市鉄砲町2-19-68

電話 023-687-0777

FAX 023-687-0788

メール furusato@yamagata-iju.jp





地域おこし協力隊を退任され、引き続き山形へ定住する方へ月額1万円家賃補助します

# 家賃補助のお知らせ

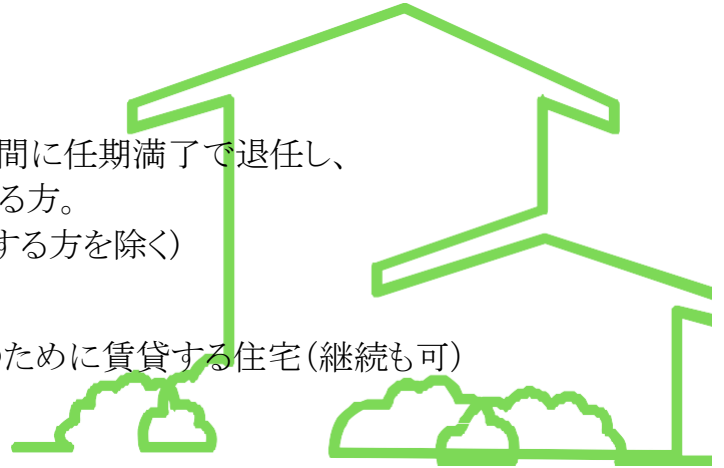
1 支給額 月額：最大1万円（最大24ヶ月）

## 2 補助対象者

- 令和3年4月1日から令和4年2月28日までの期間に任期満了で退任し、県内に定住する意思を有して引き続き居住している方。  
（但し、再び地域おこし協力隊として県内で活動する方を除く）

## 3 対象住宅

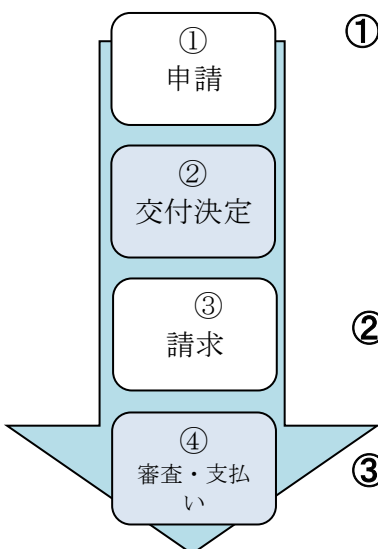
- 補助対象者本人が契約者であり、自己の居住のために賃貸する住宅（継続も可）
- 県営、市町村営の賃貸住宅  
但し、下記の住宅は対象外となります。
  - ・ 社宅、寮などの雇用主から貸与される住宅
  - ・ 3親等以内の親族（またはその親族が経営する法人）が所有する賃貸住宅



## 4 補助金について

- 補助金は任期が満了した日の属する月の翌月から起算します。
- 補助金は、当該年度分を3月に一括して交付します。

## 5 補助金手続きの流れ



### ①申請【地域おこし協力隊を退任された方→ふるさと山形移住・定住推進センター】

申請書に、住民票謄本（続柄及び世帯主の記載されたもの）の写し、住宅の賃貸借契約書（全てのページ）の写し、勤務先から住居手当が支給されている場合は、その支給額が分かるものの写しを添えてセンターに申請。  
（提出期限：令和4年3月7日（月））

### ②交付決定【ふるさと山形移住・定住推進センター→申請者】

申請内容を審査の上、交付決定通知を送付。

### ③請求【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

令和4年3月10日（木）までに請求書と家賃の支払いを証明する書類等を添えて補助金を請求。

※請求日を過ぎますと、補助金の請求ができなくなりますのでご注意ください。

（裏面へ続く）

#### ④審査、支払い【ふるさと山形移住・定住推進センター→申請者】

請求内容を審査の上、補助金の確定通知書を送付し、令和4年3月中に補助金を交付します。

※補助金交付後に県外へ転出されたなどの際は、補助金の返還と、返還に必要な経費（振込手数料等）の負担を申請者に求める場合がありますのでご了承ください。

#### 6 申請内容の変更について

- 転居等により申請書の内容に変更が生じた場合は、「ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金内容変更承認申請書」(様式第4号)に関係書類を添えてご提出ください。

#### 7 申請書の提出先について

下記提出先まで直接お持ちいただくか郵送でご提出ください。

※補助金交付請求書は、山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」からダウンロード可能です。

【提出先】（一社）ふるさと山形移住・定住推進センター 家賃補助担当あて

〒990-2492 山形県山形市鉄砲町2-19-68

山形県村山総合支庁内

電話 023-687-0777 FAX 023-687-0788

メール furusato@yamagata-iju.jp

